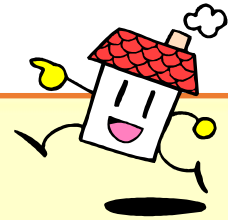


リフォームローン



江戸川区

住宅リフォーム資金融資あっせん制度

所有者が居住する住宅の修繕、模様替え等リフォームをする際に、江戸川区が窓口となり、工事に必要な資金融資について取扱金融機関へあっせんする制度です。

固定金利

年 **2.0%**



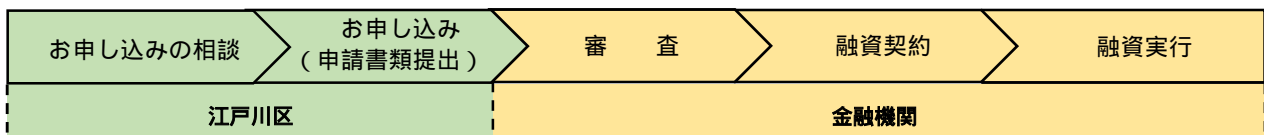
優遇措置（ ）の対象となる場合は、更に金利を引き下げます。

→ 年 **1.5%**

(注) 別途、保証・保険料が必要となります。

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">江戸川区民であること住民税を滞納していないこと十分な返済能力があること ほか
融資金額	10万円から500万円まで(1万円単位) ただし、工事見積額の80%以内の金額
返済期間	融資金額に応じて最長10年間
融資の可否	取扱金融機関(朝日・東京東・小松川・東栄の各信用金庫)が審査のうえ決定します。(申込から融資決定まで 40日程度 必要です)
優遇措置()の対象となる工事	<ul style="list-style-type: none">耐震補強工事(区の助成対象に該当するもの)アスベストの除去等の工事住宅用太陽エネルギー利用機器・高効率給湯機・家庭用燃料電池 コージェネレーションシステムの設置工事バリアフリー化工事屋根・外壁・窓等の断熱性又は遮熱性を高める工事

【融資実行までの流れ】 必ず着工前にご相談ください。



○詳しくは下記問い合わせ先にお尋ねください。

【問い合わせ先】

江戸川区役所(中央1-4-1 北棟2階)
福祉部福祉推進課住宅係 TEL 03-5662-0517

